令　和　7　年　度

事　業　計　画

社会福祉法人　東大阪市社会福祉事業団

令和７年度基本方針

東大阪市は45年前、時代に先駆けて障害児者が当たり前の生活を地域で過ごせるよう療育センターを設立し、その運営を任せる組織として社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団（以下「事業団」）を創設しました。２月１日に開催した「記念のつどい～受け継がれる理念のバトン～」において私たち事業団職員は、「専門性を日常で生かす」という創設以来の事業理念を改めて心に刻み、理念に基づくさらなる実践を職員一丸となって展開していくことを誓いました。

さて、令和７年度は事業団にとって勝負の年を迎えます。東大阪市立障害児者支援センター･レピラの次期指定管理者選定が翌年に迫り、引き続き事業団が受託できるかどうかは今年度の事業実績にかかっています。

事業団としては、令和３年（2021年）度に東大阪市立障害児者支援センター･レピラの指定管理者受託以来、５年後(令和８年　2026年）の次期指定管理者選定を見据え、理念の実現に向けた事業団の事業･組織の見直しの必要性を全職員で共有してきました。とりわけこの２年間は、今日的に「専門性を日常で生かす」とはどういうことか、事業団の先駆的役割とは何かということを追求し、各部門の垣根を超え、全職員協働のもと事業･組織の見直しに取り組んできました。

その成果としてまず挙げたいのは診療部門の安定的発展です。さらに次の２つの先駆的取り組みの推進を挙げることができます。１つは令和６年（2024年）度から動き出した市の児童発達支援センターとしての地域の障害児通所支援事業所等への支援機能の拡充です。インクルージョン推進や支援の質向上に向け、スーパーバイズやコンサルテーションなどを行ってきました。

もう一つは、就労生活支援センターにおいて始めた、障害のある子どもたちが社会に出ていくための情報やサポートを子どもたちや保護者に直接届ける取り組みです。特別支援学校高等部や公立中学校特別支援学級へ出前講座に出かけ、子どもたちに語りかけています。

45年前と比べ、今では障害者総合支援法や児童福祉法の整備により障害児者へのサービスは充実してきました。しかし「誰もが地域の中で当たり前に暮らしていく」にはまだまだ充分であるとは言えません。これまで45年間事業団が取り組んできた事業や実践を継続しさらに前に進めていく必要があります。繰り返しになりますが今年度は事業団の将来にとって重要な年です。「専門性を日常で生かす」と言う理念の具体的実践を全職員の協働で進め、これまでの経験と実績に自信をもって「東大阪市立障害児者支援センター･レピラ」の歴史に私たち事業団職員の手で新たなページを加えていきましょう。

子ども発達支援部門

（東大阪市立はばたき園、保育所等訪問支援、はばたき園相談室、こばと・たんぽぽ教室、プランセンターはばたき、発達障害支援センターPAL、医療的ケア児等コーディネーター事業）

1）事業方針

・令和６年４月の児童福祉法改正により、児童発達支援センターの機能が強化され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。はばたき園においても、令和６年度に引き続き、地域全体の障害児支援に貢献するべく、様々な事業展開をしてまいります。さらに法人内部外部問わず支援に携わる人材の育成・スキルアップに貢献できるように取り組んでまいります。

2）重点項目

・法改正により求められた、４つの中核的機能について、令和６年度の実績をもとにさらに取り組んでまいります。

はばたき園（児童発達支援センター）

４つの機能強化について、はばたき園として取り組む内容を以下に記します。

〈幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援〉

・親子療育や療育教室、保護者研修会、OB保護者との交流会等の複層的な家族支援プログラムを運営し、タイムリーな家族支援を提供します。また、今年度より、リハビリスタッフと協働で、リハビリの専門性を日常のクラスプログラムに活かした取り組みを実施します（専門的支援実施加算）。

〈地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能〉

・はばたき園のクラス療育において、地域の事業所や行政機関をはじめとする関係機関からの見学や実習を積極的に受け入れ、人材育成に協力するとともに、交流を通して東大阪市における障害児支援についてともに考えていきます。

〈地域のインクルージョンの中核機能〉

・並行通園の取り組みを通して、地域園に在園中に配慮が必要であることが発見された子どもの初期段階の支援と家族支援を積極的に実施します。また、在籍園のサポートにも取り組みます。

〈地域の発達支援に関する入口としての相談機能〉

・園生活の中の日常的な相談機能を活かして、利用児の今後の発達支援の方向性を家族とともに考えていきます。

地域発達支援室

はばたき園相談室、保育所等訪問支援事業、PAL、並行通園等の支援メニューを拡充し、地域の様々なニーズに応じられるような事業展開を模索してまいります。

〈地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能〉

・はばたき園相談室：新「障害児支援ネットワーク」(旧障害児通所支援施設事業所連絡会)の事務局として、児童相談連絡会、通所事業所連絡会、保育所等訪問支援連絡会の円滑な運営に寄与するとともに、地域課題を適切に吸いあげ、地域の体制づくりに貢献します。

〈地域のインクルージョンの中核機能〉

・保育所等訪問支援：地域のインクルージョン推進の中核として、引き続き学校園での集団生活への適応が可能となるよう支援していきます。また、地域支援を担える人材を育成する観点から、支援に際して確認するポイントを作成し活用できるようにします。さらに、地域全体の底上げにつながるよう、集団適応がある程度可能になれば、所属集団の職員が主となって支援を考えられるようにしていきます。

〈地域の発達支援に関する入り口としての相談機能〉

・はばたき園相談室：関係機関との連携のもと、乳幼児期の「気になる時期」からの相談を引き続き行い、入口としての相談機能をはたしていきます。

【こばと・たんぽぽ教室（東大阪市療育教室事業)】

・「乳幼児処遇の流れ」にのっとり、健診後の「気になる時期」の親子への支援を実施します。東大阪市子どもすこやか部や健康部と密接に連携しながら子どもの発達支援と保護者支援、適切な進路選択への支援に取り組みます。

【プランセンターはばたき（障害児相談支援・計画相談・地域移行・地域定着)】

・主にはばたき園通園児の利用計画を作成し、スムーズに通所支援が利用できるようにしていきます。

【発達障害支援センターPAL（児童発達支援・放課後等デイサービス)】

・東大阪市発達障害児支援事業（東大阪市事業）に基づき、発達障害児に対する根拠のある専門的な個別療育と保護者支援を進めます。

・令和５年度より実施している高学年（中学生）への個別療育において、キャリア教育の視点をもったプログラムを展開すると共に、東大阪市就労生活支援センターとの連携のもと、法人憲章の一つである「シームレスな支援」の実現を目指します。

・大阪府より新たに「発達障がい者支援センター中河内圏域地域支援オフィス（仮)」を受託し、地域支援マネジャーを配置します。地域発達支援事業所等サポート事業（大阪府事業）に基づき、子ども発達支援部門及び就労生活支援部門の各事業と協働し、中河内圏域における発達障害児に関わる様々な機関からの多様なニーズに対応した地域支援を行います。

【医療的ケア児等コーディネーター事業】

・東大阪市における拠点コーディネーターとして、総合相談窓口の機能を果たすとともに、地域の支援体制づくりにむけて市とともに課題提言および関係機関の連携強化に取り組んでまいります。

3）達成目標

はばたき園

・【児童発達支援】

昨年度に引き続き、児童発達支援自己評価における保護者の満足度 90%以上を維持できるようにします。

地域支援の一環として、地域の事業所や関係機関、大学等からの見学や実習を１０人以上受け入れます。

地域発達支援室

・【保育所等訪問支援】新規ケース 15 件以上をめざします。

・【はばたき園相談室】

「気になる時期」として、これまでの乳幼児期に加え、学齢期の児童・保護者からの相談にも引き続き対応します。

新「障害児支援ネットワーク」事務局として、全体会・幹事会・児童相談連絡会・通所施設連絡会・保育所等訪問連絡会などの運営に携わります。

・【こばと・たんぽぽ教室】昨年度に引き続き、保護者アンケートにおいて、保護者の満足度 90%以上をめざします。

・【プランセンターはばたき】はばたき園通園児の利用計画を作成し、スムーズな通所支援の利用につなげます。

・【発達障害支援センターPAL】

・児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業共に、保護者の満足度 90%以上をめざします。

・高学年（中学生）の利用児が、利用終了後も将来の自立を目指して自分らしく自己選択、自己決定していけるように、東大阪市就労生活支援センターとの連携のもと、各利用児に合わせて継続的に活用できるサポートの情報提供などを行います。

・発達障がい者支援センター中河内圏域地域支援オフィス（仮）に配置される地域支援マネジャーを中心に、中河内圏域における地域ニーズを把握し、法人内各部門と協働しながら各機関への機関支援やネットワーク構築を積極的に行います。

・【医療的ケア児等コーディネーター事業】

・法人内各部門で協働し、医療的ケア児にかかわる情報集約や課題整理、ネットワークづくりに市とともに取り組んでまいります。

就労生活支援部門「東大阪市障害者就労生活支援センター」

（サポートスペースここりーど・東大阪市障害者就業・生活支援センターJ-WAT）

1）事業方針

・障害児者が社会へ出る準備を整える機関として若年層への支援を進め、従来の社会リハ・就労支援の機能をあわせながら、地域の障害児者が社会の一員として育まれ、自立していくためのシームレスな支援システムを構築します。
・新たに令和７年10月から創設される就労選択支援事業を実施します。
・だれもが「はたらく」未来へ向け、就学中の方などの若年層へ向けた進路選択支援と就労への準備を整える支援を進めます

2）重点項目

・市内の全中学校支援学級を対象とし、生徒・保護者へ「はたらく体験学習」を提供し、働くという意思形成支援とともに、「はたらく」未来についての情報提供を行います。
・東大阪・生野・交野支援学校およびたまがわ高等支援学校へ、１年次は出前授業、２年次は就労準備性評価※１、３年次は雇用前職場実習支援を行い、成長の各段階に応じた就労への支援を行います。
・在学中の方も含め、就職を志す方のへ障害の特性や強みなどを評価し、本人の希望、能力、適性等にあった進路選択を支援します。
・自立訓練（機能訓練）事業、自立訓練（生活訓練）事業、就労移行支援事業のそれぞれの機能を整理し、利用者の望む生活の実現へ向けた段階的な支援システムとして提供します。
・行政やハローワークと協働し、企業へ向けの障害者雇用に関する啓発に取組み、雇用と福祉の連携を強化しています。
・現在、在職中の障害者の集まり（金曜会）や自立訓練終了後のフォローアップ教室（水曜会）の当事者の自主活動の活性化を行うとともに、新たに「はたらく」を目指す学生などの若年層の当事者活動の場を検討します。

3）達成目標

・はたらく体験学習の周知とともに、10校以上の中学校に実施するとともに、小学校高学年支援学級を対象に広げていきます。
・各支援学校と連携し、出前講座を拡大していくとともに、卒業年度に実習に取り組まれる各校生徒を巡回支援し、雇用前における就労支援の実施を行います。
・支援学校卒で就労された方に対して、入職当初における職場定着支援としてジョブコーチ※２による支援を行います。また年間10名以上の方にジョブコーチ支援を行います。

・支援学校在籍の方だけなく、一般の高校、専門や大学などの在学中の方を含め、働く前段階におけるアセスメント事業を 10 名以上の方に提供します。また、新たに発達障害支援センターPAL と連携し、主に障害のある高校生を対象に、就労への準備支援を行います。
・行政、教育機関などの関係機関と連携し、令和 7 年 10 月から創設される就労選択支援事業を実施します。
・通所訓練から 8 名の就職・復職を実現します。また、就職・復職後の 1 年経過時点での職場定着率 80%以上を継続します。
・就労中の障害者や、自立訓練事業 OB の当事者グループの活動を月 1 回以上行い、余暇支援や自主活動の支援を行います。新たに、就労を目指す学生などの若年層の当事者グループの立ち上げの検討を行います
・地域の就労支援力の向上を目的に関係機関に向けた出前講座を年 12 回以上開催します。また、相談支援機関と連携し、連絡会での研修など就労支援ついて啓発を行います。

※1 実習や出前講座を通じて、早い段階で就労への準備性を評価し、一般就労への可能性を広げていく支援
※2 就職された方が職場で力を発揮できるように、会社を訪問し、特性への配慮点の整理や環境の調整などを短期集中で行う支援

相談部門（基幹相談支援センター）

1）事業方針

・基幹相談支援センターに求められている役割や機能の中の「地域の相談支援体制の強化」に係る業務についての優先順位をあげて、取り組みます。
・地域移行・地域定着の促進について、大阪府や東大阪市、自立支援協議会と連動しながら、地域移行・定着の理解・支援力を向上するよう取り組みます。

2）重点項目

・地域の主任相談支援専門員と連携し自立支援協議会の運営や地域づくりに取り組みます。
・市内において、相談支援の３層構造（基幹相談支援センター、委託相談支援センター、指定特定相談支援事業所）が機能する相談体制を目指し、体制構築に引き続き取り組みます。
・地域移行・地域定着の促進、地域の支援力向上を目標として令和６年度に発足した地域生活支援会議の取り組みを市と協働し定着・活性化に向けて積極的に取り組みます。
・地域課題や地域のニーズに関連した支援者向け研修をタイムリーに企画・開催します。
・関連機関からの講師依頼について、今年度も積極的に受諾します。
・大阪府が実施している相談支援専門員初任者研修と現任研修の受講者に対して、地域での実習受け入れ体制を主任相談支援専門員とともに再構築します。
・地域づくり、支援者支援ができる職員の育成に努めます。
・法人の内外を問わず、相談員のスキルアップを目的に個別またはグループにてスーパービジョン（普段の支援を振り返る手法）を実施します。

3）達成目標

・基幹相談支援センター主催の地域向け研修を年間６回、事例検討会を 8 回以上は開催します。
・委託相談支援センターとのグループスーパービジョンを年１０回以上実施します。
・主任相談支援専門員連絡会の運営を担い、年１０回以上の会議を実施します。

診療部門（診療所）

1）事業方針

・障害に特化した診療所として、常勤の児童精神科、小児科等の専門医を中心に、看護・心理・リハビリ等の専門性の向上に努めます。また、障害児医療に関わる基幹病院や地域医療機関、保健や教育等の関連機関と連携を深めます。
・基幹病院等から地域へ戻られた障害児への切れ目のないリハビリテーションを継続して行います。
・患者の権利の尊重・十分な情報提供・知る権利、自己決定の権利を尊重し、障害児者やその家族が地域の中でごく当たり前に暮らしていけるよう、その生活と健康を支えます。

2）重点項目

・患者が安心して医療を受けられ、それぞれの実情に応じて住み慣れた地域で継続した生活ができるよう、医療機関等との連携を深めます。
・リハビリテーションでは、基幹病院から地域へ戻られた障害児へのリハビリ、成人期を見据えたリハビリや生活支援等を行います。また、個別理学療法の終了移行期または終了された利用者が、ご自宅でのセルフケアだけでなく、活動の場の１つとして活用されるよう移行支援として自主訓練を継続して実施します。
・児童発達支援センターはばたき園で専門的支援実施加算プログラム（リハビリテーション等の専門職が評価や専門的支援実施計画を作成し、支援を行うこと）に取り組みます。
・障害児者やその家族が自己選択・自己決定するための地域の社会資源にかかる適切な情報提供を行います。
・医療と障害福祉サービスの連携、保健・福祉・教育・行政等の関係機関との連携も含め、地域包括ケアシステムを推進します。
・医療安全マニュアルの見直しと電子カルテシステムのセキュリティ対策を強化します。

3）達成目標

・障害児医療に関わる基幹病院等からの紹介受診を前年度より 10%以上増やします。
・医療安全委員会を月に１回開催し、医療安全情報を共有します。
・医療安全マニュアルを更新し、医療安全に関わる研修を年２回以上実施します。

診療部門（短期入所室）

1）事業方針

・障害のある方々とその家族が東大阪市で安心して地域で暮らし続けられるよう、関係機関等と連携し、在宅生活の充実を図れるようサービスを展開していきます。
・地域ニーズの把握に努め、それにこたえられるように努力します。
・サービスの質の向上を目的に、職員の更なるスキルアップを実施します。

2）重点項目

・利用者アンケートから出た意見より、連泊と予約のとりやすさをより重視した調整をします。
・事業所連絡会短期入所部会に参画、東大阪市の医療的ケア児等コーディネーター事業と連携、現利用者からの声などから地域ニーズを、そして、他事業所への見学などを通じて、地域資源の把握に努めます。
・外部研修や内部研修の実施を強化し、スキルアップに努めます。

3）達成目標

・２泊以上の連泊を年間で３０人以上受け入れます。
・送迎に関して年間で延べ７５０件の対応をします。

事務局

1）事業方針

・引き続き法人内の各部門間の連携を強化し、一体的な経営計画を策定してまいります。
・規則、要綱等の見直しを進め、職員が働きやすい職場作りを推進してまいります。
・時代に即したICT化を進め、ハード・ソフト両面から、業務の効率化を図れるよう検討してまいります。
・法人内の各種委員会（サービス向上委員会　虐待防止委員会　防災委員会など）を統括し、法人の体制強化につなげていきます。

2）重点項目

・令和６年度に実施した児童発達支援センターの機能強化や医療的ケア児等コーディネーター事業、障害者就労生活支援センターの運営状況について進捗を確認し、次期指定管理に向けて、より一層の市民サービスの充実が図れるよう経営企画室を強化し連携調整を行ってまいります。
・経営企画室において、職員のさらなる専門性向上を目的とした実践研究発表の場を設けることを検討します。
・診療部門の医科電子カルテのプロポーザルの業者選定を行い、更なる診療業務の効率化を進めてまいります。
・大規模災害時の福祉避難所としての対応について、東大阪市と協議しながら、物資や設備を整備し、体制づくりを行ってまいります。
・防災委員会において、法人内の防犯マニュアルの見直しと訓練の実施を進めていきます
・法人内の労働環境について見直しを行いながら、誰もが安心して働き続けやすい職場づくりを目指し研修委員会において職員研修を実施してまいります。
・広報委員会において引き続き法人内の取り組みをホームページやSNSを通じて市民に情報発信を行っていきます。
・「地域ふれあいのつどい」や「玉川中学校区フェスタ」に参画し、さらなる地域住民に対する障害理解の啓発に取り組みます。
・レピラ開設９年目を迎え、修繕が必要な箇所も出てきたことから、計画的な修繕計画を市と協議しながら作成してまいります。

3）達成目標

・規則・要綱等の整理及整備を実施します。
・各委員会による年１回以上の法人研修を実施します。

指定管理者としての業務

東大阪市立障害児者支援センター条例及び条例施行規則に基づく業務

（1）児童発達支援センターとして行う障害児通所支援事業に関すること
（2）短期入所、自立訓練、就労移行支援及び就労定着支援事業に関すること
（3）基幹相談支援センター事業に関すること
（4）障害児相談支援事業及び特定相談支援事業に関すること
（5）診療所として行う障害児及び障害者のための医療を提供する事業に関すること
（6）障害児及び障害者の活動等のための施設の供与に関する事業に関すること
（7）障害児者支援センターの維持管理及び財産管理に関すること
（8）障害児者支援センターの利用の制限に関すること
（9）会議室等の使用の許可及び使用の許可の取消等に関すること
(10) 会議室等の使用料の減免及び免除並びに還付に関すること
(11) 利用者負担額、利用料及び診療料金の徴収に関すること
(12) 医療的ケア児等コーディネーター事業
(13) その他市長が必要と認める事業に関すこと

東大阪市よりの受託事業

（1）東大阪市療育教室事業及び東大阪市児童発達支援事業の運営に関すること
（2）保育施設巡回指導訓練業務に関すること
（3）東大阪市立学校園巡回指導訓練業務に関すること
（4）乳幼児精密健康診査実施に関すること
（5）保健衛生業務に関すること
（6）機能訓練業務に関すること
（7）留守家庭児童育成クラブ巡回派遣研修業務に関すること
（8）障害者雇用啓発事業に関すること

他の自治体よりの受託事業

（1）障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）に関すること
（2）大阪府障がい児通所支援事業者等育成事業に関すること

国よりの受託事業

（1）障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）に関すること

自主事業

（1）喀痰吸引等研修事業に関すること（社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業）
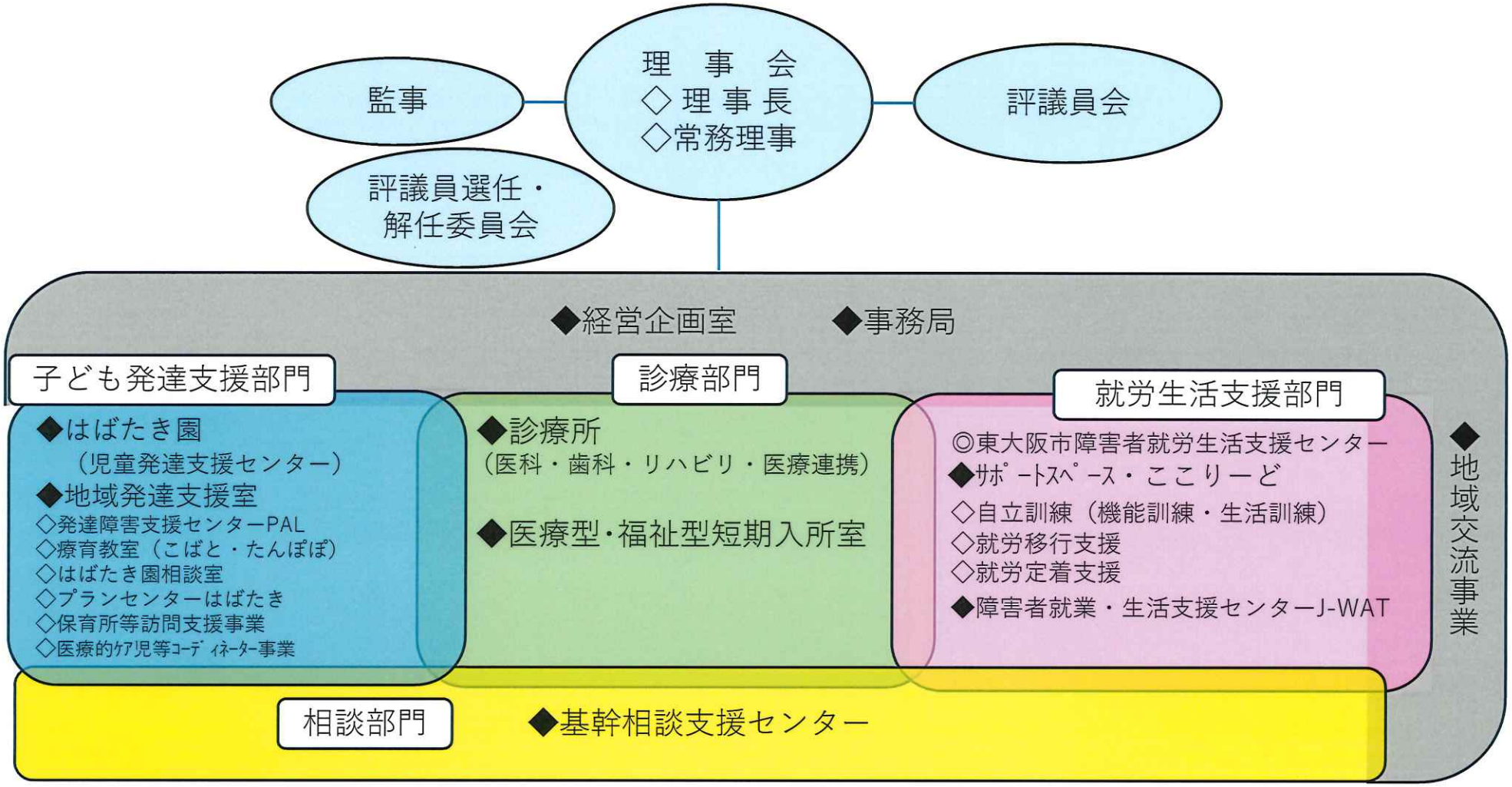
社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団　組織図